

岩手県告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めた。

なお、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成28年5月19日から同年6月15日まで関係書類を縦覧に供する。

平成28年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 地区名  | 縦覧書類            | 縦覧場所    |
|------|-----------------|---------|
| 小友地区 | 当該決定に係る換地計画書の写し | 陸前高田市役所 |